平成２７年（フ）第４０号
熊本県球磨郡湯前町512番地
破産者　恒松　高広
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第６５２号
福岡県糟屋郡宇美町原田５丁目５番５号
破産者　齊藤　正孝
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０７９号
福岡市南区柏原５丁目18番23号
破産者　大津留智子
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１５３号
福岡県古賀市久保1309番地１　さや団地６棟401号
破産者　原口　博如
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１５４号
福岡県古賀市久保1309番地１　さや団地６棟401号
破産者　原口　元美（旧姓濱泰）
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２０９号
長野市青木島町青木島乙148番地１　グリーンタウン青木島Ｃ－１
破産者　高月八世江（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７４０号
福岡市中央区六本松１丁目４番35号
破産者　栗原　信良
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９３９号
福岡県古賀市日吉１丁目21番11号
破産者　古谷　哲郎
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０２２号
福岡県春日市原町１丁目107番地３
破産者　柿内　邦利
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４５号
福岡県三井郡大刀洗町大字上高橋1245番地12　ニューガイア大刀洗502
破産者　苛原　　実
1　決定年月日　平成27年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１９３号
埼玉県春日部市藤塚846番地１
破産者　秋田　政光
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２７６号
埼玉県三郷市半田418番地　エフローレ新三郷216―522号
破産者　高橋　春均
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３１８号
埼玉県三郷市高州１丁目157番地６
破産者　清野一二三
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１５０号
神奈川県横須賀市長沢２丁目４番17号
破産者　池田　篤志
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１１５０号
福岡県糟屋郡宇美町障子岳南４丁目４番１号
破産者　入山　信弘
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１８４号
福岡県糟屋郡志免町南里２―22―１　リー・フラーゼ208号、住民票上の住所埼玉県蕨市塚越７丁目16番８号　リフレ川口501号
破産者　栗林　　勉
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２０２号
福岡市東区城浜団地61番102号
破産者　渡邉　哲成
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２１５号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目16番41号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区和白丘１丁目19番５―405号
破産者　前田　孝次
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２１８号
福岡県古賀市谷山617番地１
破産者　川上　大輝
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部